

# 農業ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 農業振興地域からの農用地の除外要件の拡大についての要望	1
2 - 水耕栽培用の植物工場について「農地」の地目のままでの建設を認めること	1
3 - 国家戦略特区で認められている株式会社による農地の直接所有について、全国の希望する地域に拡大すること	1
4 - 農地所有適格法人における農業関係者以外の議決権比率について、50%超の場合も認めること	2

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	29年 4月3日	29年 4月25日	農業振興地域からの農用地の除外要件の拡大についての要望	<p>1. 地方都市のおかれている現状          少子超高齢社会の進展に伴い、国が力を入れて進めている地方創生。人口減少へ歯止めをかけ、将来にわたり持続できるまちをつくるため、各地方都市は、地域経済の活発化、魅力的な働く場づくり、地方で安心して暮らす環境づくりなど、地方創生に向けて地域の活力を高める各種施策に取り組んでいる。人口減少への対応は「待たなし」の状況であり、スピード感と、官民挙げた対応により未来を切り拓いていくことが求められている。          地域の活力を高めていくためには、地域経済に大きな効果を与える民間投資を誘導することも大きなポイントであるが、現状では人口集積など様々な理由により、大都市圏中心に行われている。その大きな要因としては、地方都市における農業振興名目により土地利用が厳しく規制され、投資のスピード感のズレなどにより民間の投資意欲を地方都市が享受しにくい仕組みとなっていることがあげられる。          また、農村地域工業等導入促進法などによる土地利用は可能であるが、工場などに限定され、地域特性を活かした土地利用へはつながりにくくなっている。          更に、地方都市の人口が大きく減少すると予測される中、食料需要の減少、担い手の減少による農用地の適正な維持管理への支障などが予想されることから、農用地の確保については、適正な面積を整理していく必要があると考える。          以上のことから、地方都市が元気に持続していくためには、農用地の利用や開発について、自治体の自由度を高めるとともに、スピード感のある土地利用への対応が必要不可欠である。</p> <p>2. 国への要望          農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号の計画により、当該土地を農業振興地域農用地から除外する場合にあっては、「当該施設が農業の振興を図るために必要なもの」に限るとされているため、地域特性を活かした商業・工業施設等の立地を目的とした計画への位置づけが非常に困難な状況にある。          ついては、地方都市のおかれている現状を改善するため、第27号計画の策定の要件について、現在の「農業の振興を図るために必要なもの」と併せて「地方公共団体が策定する都市計画等に定める、持続できるまちづくりのために必要なもの」を加えていただけるように、要望する。</p>	見附市	農林水産省
2	29年 4月12日	29年 4月25日	水耕栽培用の植物工場について「農地」の地目のままでの建設を認めること	<p>[要望内容]          「農地」の地目のままで、コンクリートで地固めした植物工場を建設することを認めること</p> <p>[理由]          現在、農地をコンクリートで地固めして生産性が高く、収穫量が多い植物工場を建設すると、農地法で農地と認められず、雑種地とせざるを得ず、結果として固定資産税が高くなり、コストが上昇して競争力が低下している。メロンやイチゴなど、同じ作物を生産するにも関わらず、植物工場と畑で課される税率が異なるのは不合理である。国際先端テストにかけ、諸外国の例も参考に早期に見直す必要がある。</p> <p>(注)平成14年4月1日付け農林水産省経営局構造改善課長名による通知(13経営第6953号)では、「農地をコンクリート等で地固めし、農地に形質変更を加えたものは、農地に該当しない」とされており、コンクリート等を打つためには、地目を雑種地に変更しなければならない。          (注)オランダでは、農作物の栽培においてコンクリート敷を農地として認めないといった規制はない。</p>	日本商工会議所	農林水産省
3	29年 4月12日	29年 4月25日	国家戦略特区で認められている株式会社による農地の直接所有について、全国の希望する地域に拡大すること	<p>[要望内容]          株式会社による農地の直接所有</p> <p>[理由]          リース方式では、返還リスクを恐れて、大規模な設備投資や土地の改良にチャレンジできないとの声があるため、「直接所有」を望む声がある。農業の生産性・収益性を高めるとともに、農業の担い手を確保するためにも、国家戦略特区である兵庫県養父市で認められている株式会社に農地の直接所有について、全国に拡大する必要がある。</p>	日本商工会議所	農林水産省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
4	29年 4月12日	29年 4月25日	農地所有適格法人における農業関係者以外の議決権比率について、50%超の場合も認めること	<p>【要望内容】 農地所有適格法人における農業関係者以外の議決権比率について、50%超の場合も認めること</p> <p>【理由】 民間企業は自社の経営ノウハウを活かして農業に参入しようと考えているが、農地の大規模化や設備投資を行なおうとしても、民間企業関係者が役員数の過半数以上を占めていないために否決されることが想定され、参入を思いとどまる企業が多い。また、新たな投資をすることになった場合、出資比率に応じた負担を求められるとなると農業者の負担が大きくなってしまいう問題もある。そのため、農地所有適格法人の農業関係者以外の構成員比率について、50%超の場合も認めるべきである。</p>	日本商工 会議所	農林水産 省